令和5年度 第12号 (1)



令 和 6 年 3 月 発 行 沖 縄 県 農 林 水 産 部 宮 古 家 畜 保 健 衛 生 所 宮 古 島 市 平 良 字 西 里 1 9 5 1 T E L (0 9 8 0) 7 2 - 3 3 2 1 F A X (0 9 8 0) 7 2 - 6 6 7 3

### 山羊講習会開催

(多良間村・宮古島市山羊生産組合)

★1/30に多良間村で、体内寄生虫と飼養衛生管理という内容で開催しました。会員20名のうち12名の参加があり、給与する野草について関心があるようでした。

★2/14に宮古島市で、本島北部を中心に診療を行っている野中先生に分娩前後の飼養管理と病気について講演いただきました。実体験や写真を交えてのわかりやすい説明で、質問も多くよせられました。会員41名のうち21名の参加がありました。



多良間村



宮古島市

両日とも飼養衛生管理基準の 遵守と定期報告書の提出を呼び かけました。



令和5年度 第12号 (2)



## 死亡牛のBSE検査対象が 変更されます



令和6年4月1日から、以下のとおり全月齢にて、 特定症状、BSEが否定できない症状を呈していた 死亡牛がBSE検査の対象となります。

検査対象かどうかは、獣医師(臨床獣医師、家畜保 健衛生所)が判断しますので、ご相談ください

(例:起立不能を呈し死亡したが、原因が不明な場合等)

令和6年3月31日まで

令和6年4月1日から

【全月齡】

特定症状を呈する牛

変更なし

【全月齢】※1 特定症状を呈する牛

【48か月齢未満】

家畜防疫員が必要と 認めた死亡牛又はと う汰された牛

【48か月齢以上】 歩行困難・起立不能

等の症状を呈する牛

【96か月齢以上】 一般的な死亡牛



【全月齢】※2 BSEが否定できない 症状を呈する牛

廃止

#### ※1 特定症状

興奮しやすい、音・光・接触に対する過敏な反応、郡内序列の変化、 搾乳時の持続的な蹴り、頭を低くし柵等に押し付ける動作の繰り返し、 扉・柵等の障害物におけるためらい

#### ※2 BSEが否定できない症状

犬座姿勢、異常歩様、起立不能等を呈するが、感染症・代謝性・ 外傷性・腫瘍性・中毒性の原因ではないもの

ご不明な点は宮古家畜保健衛生所まで TEL:0980-72-3321

令和5年度 第12号 (3)

R7.2月の 報告から

### ❤️谜 家畜を飼養する皆さまへ ��@

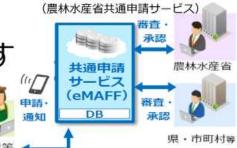
## 定期の報告等の手続きが電子化されます(※)

電子化に伴い eMAFF IDの取得が必要です

手続きをお願いします

【ID取得は次頁又は右のQRコードから】





農林漁業者等 <

#### 電子化のメリット

**♦ インターネット環境があればどこからでも提出できる** 

パソコン、スマホ等で自宅や農場から提出ができ、家保等窓口への提出が不要になります オフライン環境でも報告書の作成ができます ※これまでどおり、紙での報告も受け付けます

- ・過去の履歴を引用して報告書の作成ができる 電子化後に提出されたデータは保存され、履歴から入力や書類添付の手間が省けます
- **・報告したデータに基づき、それぞれの農場にあった** 飼養衛生管理等の指導が受けられる

スマホ向け

#### 手続きの電子化にあたってアプリ開発も行われています

アプリを利用すると

R6.4月から開始予定

■ 飼養衛生管理基準をチェックする際に、 写真や図、説明文が参照でき、わかりやすい

■ 前回の報告結果と今回の報告結果が比較でき、 遵守状況の変化が目に見える



#### (※)令和6年度から電子化される手続き

- ・令和7年2月の定期の報告(全家畜の所有者)
- ・令和6年10月から家きんの一斉点検(家きんの所有者)
- ・令和7年5月から豚等の一斉点検(豚等の所有者)等

eMAFFに関するお問合せ先はこちら https://e.maff.go.jp/Inquiry

次頁もご覧 ください

令和5年度 第12号 (4)

#### eMAFFご利用までの流れ



## 「gBizID エントリー」の取得

eMAFFでは、複数の行政サービスを1つのアカウントにより、利用することのできる認証システム「gBizID」の登録が必要です。
※gBizIDアカウントは、無料でご登録いただけます。

詳しい取得方法は、以下のeMAFFポータルをご覧ください。 eMAFFポータル:https://e.maff.go.jp

## 「eMAFF プライム」の取得

gBizで 本人確認 する場合

- ◆ 法人は法務省が発行する印鑑証明書、個人事業主は市 町村が発行する印鑑登録証明書の提出を行うと、 gBizID エントリーからgBizID プライムに昇格します。
- ◆ gBizID プライムでeMAFFにログインします。eMAFF ポータル画面右上にある「ログイン」からgBizID (メールアドレス)とパスワードを入力すると、 eMAFF プライム(eMAFF ID)が自動生成されます。



eMAFFで 本人確認 する場合 (※個人事業主 に限ります)

- ◆ eMAFFポータル画面右上にある「ログイン」から gBizID (メールアドレス)とパスワードを入力すると、 本人確認が必要なeMAFF エントリーが自動生成され ます。
- ◆ 本人確認は、
  - ・マイナンバーカードを用いてオンラインで行う方法
  - ・審査機関(国、自治体、地域農業再生協議会等)を 訪問し、本人確認証明書を提示して対面で本人確認 を行う方法

があります。 ※本人確認の審査完了までに最大で 1週間程度かかることがあります

本人確認後、eMAFF プライムに昇格します。

eMAFFを利用する場合、利用規約に同意していただく必要があります(初回ログイン時)。



03

#### eMAFFを利用してオンライン申請

各制度のマニュアル等を参照の上、オンライン申請を行ってください。

マニュアル: <u>https://e.maff.go.jp/Manual</u>

Wiki: https://e.maff.go.jp/Wiki

お問合わせ

Webフォーム: <a href="https://e.maff.go.jp/Inquiry">https://e.maff.go.jp/Inquiry</a>
TEL: **0570-550-410(ナビダイヤル)** 

平日9時30分~17時30分(土日祝日・年末年始を除く)



令和5年度 第12号 (5)



## 定期報告書の提出をお願いします

家畜の所有者は、毎年、家畜の頭羽数(2月1日時点)、 衛生管理状況等を県へ報告するよう義務付けられています。 1頭(1羽)から報告が必要です。

畜種 提出期限

牛、水牛、鹿、馬、 綿羊、山羊、豚、いのしし 鶏、あひる、うずら、きじ、 だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

4月15日

毎年

毎年

6月15日

#### ◆報告内容

- 1. 農場基本情報
- 2. 飼養衛生管理基準の自己点検表
- 3. 農場の平面図、埋却地について
- 4. 飼養衛生管理マニュアル
- ※ その他、飼養衛生管理基準の添付書類一覧をご一読ください
- ◆ 提出先: 宮古家畜保健衛生所 TEL: 0980-72-3321 直接持込、FAX、郵送、メール、 市畜産課、村産業経済課への持込など

令和5年度 第12号 (6)



# 県有種雄牛子だし情報



種雄牛名	性別	頭数	生時体重	産次	全体	生時体重	産次
四五人穴	5	13	33.9	5.5	20	32.5	5.7
照百合守	우	15	31.2	5.9	28		
五人史注	75	2	32.0	5.5	4	33.5	4 5
百合安清	우	2	35.0	3.5	4		4.5
关云ム	5	85	34.4	6.2	164	32.5	5.8
美百合	우	79	30.6	5.5	164		
<b>令鵬</b>	5	4	30.8	14.0	10	32.7	9.5
7 肠	우	6	34.0	6.5	10		
カロカロシロケ	o <sup>7</sup>	102	33.5	5.6	211	32.8	5.4
福福波	우	109	32.1	5.3	211		
羊油山亚	5	79	36.7	4.4	161	34.6	4.7
美津忠平	우	82	32.6	5.0	161		
小五人亚	5	14	33.9	5.6	21	22.6	6.1
北百合平	우	17	31.5	6.9	31	32.6	6.4

R4.4~R5.9県内子牛登記データ(生時体重報告あるもの) より抜粋

## 在胎期間・子だし情報

種雄牛名	性別	頭数	生時体重	在胎期間	全体	生時体重	在胎期間
四五人宀	5	28	34.0	288.3	EE	32.6	287.7
照百合守	우	27	31.2	287.1	55		
羊石人	5	9	28.2	286.2	15	29.6	286.1
美百合	우	6	31.7	285.8	15		
△响	<b>♂</b>	3	31.7	287.0	E	29.0	285.6
<b>令鵬</b>	우	2	25.0	283.5	5		

※子牛の生時体重が報告されているものを集計したためデータ数が少ないですが 種付けする母牛の体格・増し飼い・分娩予定日超過時の注射タイミング等の 参考にご活用ください!

R6.1月解析 (沖縄県家畜改良協会) 沖縄県有種雄牛 推定育種価

(万)电尔尔雷战及[[[]]公司											
系	<del></del>		血統	直接検定	推定育種価 評価						
    父	母の	種雄牛名 生年月日	父 母の父 母の祖父	1,,,,,	(R6.1月解析) 順位						
	父			DG	枝重	ロース	バラ	皮下	歩留	BMS	
	気高	しげきたふく <b>茂北福</b> H24.11.1	北福波 平茂勝 北国7の8	1.19	A 198	A 83	A 108	A 171	A 70	H 53	
糸桜系		きたゆりひら <b>北百合平</b> H26.5.11	北福波 百合茂 平茂勝	1.41	A 21	A 5 2	A 6 9	B 811	B 175	A 99	
<b>茶</b>		はくつるざくら <b>白鶴桜</b> R1.6.21	美国桜 白鵬85の3 百合茂	1.11	令和6年度 現場後代検定終了予定						
		しげふき <b>茂福輝</b> R2.6.9	茂北福 百合白清2 福之国	1.05	令和7年度 現場後代検定終了予定						
田尻系	気高	みっただひら <b>美津忠平</b> H27.5.1	美津照重 忠富士 安平	1.28	A 217	<b>A</b> 48	B 333	<b>A</b> 42	<b>A</b> 34	<b>H</b> 21	
		でるゆりもり <b>照百合守</b> H28.8.5	美津照重 百合茂 勝忠平	1.21	C 538	<b>A</b> 5 5	C 418	<b>A</b> 68	<b>A</b> 27	H 6	
		ふくますはくほう <b>福増白鵬</b> H30.11.18	福増 白鵬85の3 安福久	1.26	令和6年度 現場後代検定終了予定						
	田尻	ゅりゃすきょ <b>百合安清</b> H29.11.10	百合白清2 安福久 平茂勝	1.33	<b>A</b> 6 9	A 3	A 293	A 117	A 5	H 42	
		さきてるしげ <b>幸紀照重</b> R2.1.11	幸紀雄 美津照重 安福久	1.08	令和7年度 現場後代検定終了予定						
気高系	糸桜	ゅりきた <b>百合北</b> H26.11.21	百合茂 北福波 平茂勝	1.20	<b>A</b> 24	<b>A</b> 85	B 293	B 629	B 333	H 56	
		ちゅらゆり <b>美百合</b> H30.8.28	百合白清2 美国桜 勝忠平	1.46	<b>A</b> 12	A 2	A 8	A 273	A 2	H 1	
	気高	れいほう <b>令鵬</b> R1.9.12	百合白清2 白鵬85の3 勝忠平	1.26	令和6年度 現場後代検定終了予定						

母牛の推定育種価は"その母牛の所有者にのみ"配布可能です。ご希望の方は 宮古家畜保健衛生所(0980-72-3321)までご連絡ください。

(~3月担当:普天間)

令和5年度 第12号

## 家畜人工授精所の開設者の皆様へ

家畜改良増殖法第34条第3項に基づく

家畜人工授精所の

和牛の 精液・受精卵は



家畜改良增殖法 \*一部抜粋

(報告の徴収等)

第三十四条 農林水産大臣は、第三章第四節の規定の施行に必要な限度において、 種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者、獣医師、家畜人工授精師、家畜の生産者 その他の関係者から必要な事項の報告を求めることができる。

~ 略 ~

3 家畜人工授精所の開設者は、毎年、農林水産省令で定めるところにより、当該家 畜人工授精所の**運営の状況を都道府県知事に報告**しなければならない。

提出期限:令和6年4月30日(火) ※期限厳守

提出書類:\*報告様式:家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の

業務に関する報告書(様式第28号)

\*対象期間:令和5年1月1日~12月31日

※精液と受精卵の両方を扱っている場合は、それぞれ報告書を作成・提出

提出方法:持参、FAX、電子メール又は郵送

提 出 先 : 宮古家畜保健衛生所 ~3月担当:普天間(4月以降はお問いあわせください)

〒906-0012 宮古島市平良西里1951

TEL:0980-72-3321 FAX:0980-72-6673

E-mail:aa017293@pref.oknawa.lg.jp(代表)

報告をしなかった又は虚偽の報告をした場合は、

立入検査の実施 及び 五十万円以下の罰金

(家畜改良増殖法第三十九条第九項)に

**処する可能性**があります。



